YOKOHAMA KOUGIN

2026年8月17日

お客さま各位

横浜幸銀信用組合

他行を支払場所(支払地)とする手形・小切手の資金化に関するお知らせ

「手形・小切手の全面的な電子化(令和9年3月31日電子交換所廃止)」に備え、令和8年10月1日以降振出の手形・小切手は当座預金口座から決済しないとしている金融機関があります。(詳しくは各金融機関にお尋ねください)

当組合以外の金融機関を支払場所(支払地)とする手形・小切手を当組合へお持ち込みされた場合、支払金融機関によっては資金化できないこともありますので、予めご了承ください。

ご不明な点は当組合の各営業店窓口にお尋ねください。